



Contents

- ◇ 社長室から、こんど~です
- ◇ 経営まめ知識：『社長が絶対に譲ってはいけない一つの事』
- ◇ いまさら聞けない銀行のあれこれシリーズ

9

2013 Vol.118



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆ ㈱大成経営開発 財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆ ㈱大成不動産 不動産 ・ 資産運用
- ◆ ㈱アップワード エスト保険 生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆ ㈱大成アフェクション 居宅介護支援、通所介護事業
- ◆ ㈱大成グローバルトレーディング 商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

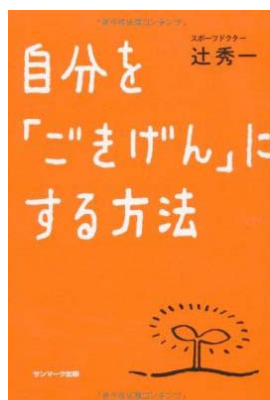
アイクス税理士法人・清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・
竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・須賀経営労務研究
所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン・司法書士法人緒方事務所

社長室から、こんど～です

暑い夏が終わりに近づいたと思ったら今度は台風です。災害が起きませんようにと、ただ願うばかりです。

さて、今月は先日講演を聞いてきた**スポーツクター辻秀一先生**のお話です。辻先生は慶応義塾大学病院の内科医から独立され応用スポーツ心理学とフロー理論を基にした**メンタルトレーニングが専門**です。ご自身**プロバスケットボールチーム「東京エクセレンス」**を立ち上げておられます。先生のお話では、「人間は脳が外界の出来事に対して意味づけをして心を動かす、人間はもともと意味のないものに意味づけしている。」ということだそうです。

たとえば、雨が降っていると勝手に**「憂鬱な雨だ」**と言いますが、雨に憂鬱なんて書いてない。水が降っているだけです。これが**人間の脳が意味づけしていると言う事です。**



「憂鬱」だと脳が認知したことにより気分が乗らなかつたりする、またきれいな花を見たときに気分がよくなる。すばらしい映画を見たときに感動する。同じように幸せとかありがたいなども**「心の状態」**は脳が作り出していると言う事です。

しかし**心の状態**は数値化することが出来ない代わりに行動がある。**心が影響を与えることによって行動の質が変わる。**

これはもうたくさんの方が感じていることかもしれませんが、心が行動に影響を与えるのであれば、常により心の状態であることが大切で、よい心の状態を自分で作る方法が先生が提唱する**ライフスキル**です。

これを先生は**ライフスキルを磨きごきげんでいる生き方、「ごきげん道」**と名付けています**「ごきげんな心がごきげんな人生をつくる」。**

そこで、**【自分を「ごきげん」にする方法】**です。これも先生の著書です。

自分のごきげんは自分でとろう

人は自分次第でいくらでもきげんよく過ごすことができますよ

少しの事に腹を立てて、あの人が悪いなどと言ってきげん悪くなって損してるのはあなただけ！

人はどうして不きげんになるのか

認知の脳が発達しているために外界で起こる「あぶない、怖い、怪しい、逃げろ」など

楽しい事より危ない事に敏感でなければならなかったからです。

自分のためにごきげんでいよう

ごきげんでいると、ほんとうの自分が見えてくる

ごきげんがつくる、ごきげんな人生

改めて自分の心に手をあて考え直そうと思う事がたくさんありました。頭でわかっているが行動が出来ないと言う事はわかってないんだなと思いました。

「不きげんな人になりたい」と言う人は世の中にひとりもいません。

いつもきげんのよい自分でいられるよう自分を**「ごきげん」**にしておきます。

ありがとうございました。



(株)大成経営開発社長近藤記



社長ブログ：近藤社長の体と会社のダイエット日記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taiseikeiei.co.jp/blog/diet>

経営まめ知識：『社長が絶対に譲ってはいけない一つの事』



今ベトナムです！！暑いですね！！だがしかしヒートアイランド現象でしょうか？同じ気温でも東京の方が暑く感じます！！

ところで先月は、『社長が絶対に間違っ**て**はいけない一つの事』についてお話ししました。

そこで今月は、帝王学で言われている『社長が絶対に譲**っ**てはいけない一つの事』についてお話をしてみたいと思います！！

それは何なのか？？地位・お金・実印を譲っても譲**っ**てはいけないものです！！それは『会社を護る』という想いです！！この想いだけは、誰にも譲**っ**てはいけないそうです！！

なるほどですね！！社長は、何をすべきなのか？？ゴルフ！！接待！！営業！！勉強？？？色々業務上はあるでしょう！！社長とは、一般的に日常業務に追われて多忙を極めていますが……………。

つまり『社長とは、日常業務をこなしながら一般方向を間違えないために外遊という方法で時代を読み、会社の舵取りと会社を護る事が使命』であるという事です。

それではなぜ社長が譲**っ**てはいけない一つの事が、会社を護るのか？？？当然といえば当然ですが、社長が諦めた瞬間に会社は倒産です！！分かっている様で意外に分か**っ**ていないものです！！

その現実、私もこの業界でいっぱい観てきましたので身に沁みますね！！簡単に社長を投げ出したり責任放棄をしたりします！！みなさん信じられないと想いますが……………。会社を護る！！それは社長にしか出来ない事です！！会社全体が観えて会社の行先や問題点は、社長にしか観えないからです！！観えない場合は、参謀という幹部が教えてくれたりします！！

会社を護る！！これだけは絶対に社長が、譲っ**てはいけない一つの事です！！**

それでは何を護るのか？？？3つあるとされています。

1.従業員とその家族を護る！！

まず全ては、人財という従業員とその家族を護る事です！！会社は、雇用を生むという社会的貢献があります！！従業員×3人が、会社から何らかの経済的影響を受けていると言われています。

2.お客様を護る！！

従業員の次にお客様を護る！！お客様は、従業員を通して何らかのサービスや財貨を購入して満足をしていただいている大事な方々なのです！！

3.商品を護る！！

お客様が満足し社員や家族ひいては企業が存在存続できるのは、サービスや商品に対する満足があるからです！！

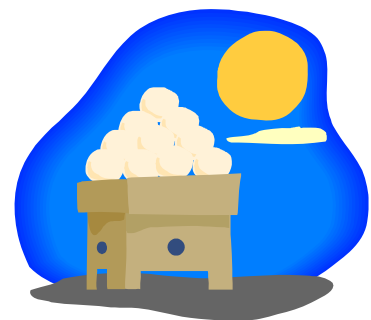
この3つを護る事が、会社を護るという事になるのです！！

社長が、なぜ会社を護るのか？何を護るのか？分かっている様で分か**っ**ていないものです！！

特に厳しい時ほど！！問題が発生した時ほど！！肝に銘じたいものです！！

いよいよ今年もラストスパートの時期になりました！！

皆様の健闘を祈ります！！



大成ベトナム事務所にて



会長ブログ：自由人石本の昆沙門天世界放浪記
毎日更新しています！是非読んでください！
<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>

💡 いまさら聞けない銀行のあれこれシリーズ

「リスクに頼らない経営」

中小企業円滑化法が平成25年3月に期限切れを迎え、終了後の中小企業の倒産件数が増加傾向にあると書かれていました。
【東京商工リサーチがまとめた2013年7月の金融円滑化法に基づく貸し付け条件変更利用後倒産は、前年同月比2.5倍の43件に急増し、10ヶ月連続で前年同月を上回りました。1月からの累計は287件に達し、7月時点で昨年1年間（256件）の水準を超えた模様です。】消費税増税に伴い企業を取り巻く環境が悪化すれば、さらに増加する事が懸念されます。

倒産原因は？ 販売不振が最も多いようです。

資金繰り支援を受けながら、なかなか経営改善が進まず、事業継続を断念する実態が浮き彫りになっています。円滑化法によって返済緩和を受ける際に立てた事業計画の信憑性が問われます。

- ・返済緩和を受ける為、その場しのぎの計画ではなかったか？
- ・「これくらい(売上)出来るだろう」と過去の実績のみを考え、今の状況及び売上根拠の把握をしたか？

など、真に実現可能な計画をもう一度見直す時期にあると思います。

円滑化法が終了する少し前、平成24年8月に「**中小企業経営力支援法**」が施行されました。

この法律は、中小企業の経営力を図るため「**中小企業の支援事業を行う者を認定し、その活動を後押しするための措置**」「**中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置**」の措置を講じています。この法律の肝とされているのが、専門的知識を有し(中小企業支援者・金融機関・税理士・税理士法人等)中小企業の支援事業を行う者として認定を受けた「**認定経営革新等支援機関**」になります。

認定経営革新等支援機関の役割は、経営改善計画書の策定や創業・経営多角化・事業転換等に必要となる事業計画の策定及び実行支援で支援を受ける事により、事業再生に係る費用の補助や新たな融資、保証料の減免を受ける事が出来ます。

これらの各種支援をまとめてみました。

1.ものづくり中小企業支援補助金

対象：中小企業がもつ技術を生かした試作品の開発、製品管理の効率化や納期の短縮を図る設備投資等
補助金：上限額1000万円 補助率3分の2

2.地域需要創造型起業促進補助金

対象：起業・創業を促進し、地域に新たな需要の創造や雇用の創出を目的。創業に係る費用

①地域需要創造型起業・創業

補助金：限度額200万円 補助率3分の2

②第二創業

補助金：上限額500万円 補助率3分の2

③海外需要獲得型起業・創業

補助金：上限額700万円 補助率3分の2

3.小規模事業者活性化補助金

対象：女性や若手の経営者・従業員の感性やアイデアを生かした事業の取り組みに対し、新商品、新サービスの開発に要する費用

補助金：上限額200万円 補助率3分の2

4.経営改善計画策定支援

対象：金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者 経営計画書策定費用やデューデリジャンスの費用

補助金：上限額300万円 補助率3分の2

5.経営力強化資金融資

対象：創業または経営多角化、事業転換等により新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者、新商品の開発、新サービスの提供に係る事業資金

融資限度額：7200万円(うち運転資金4800万円)

返済期間：設備投資15年以内 運転資金 5年以内

6.経営力強化保証

対象：中小企業が経営改善に取り組む場合 保証料率の減免(概ね△0.2%)

保証限度額：2億8000万円(無担保保証は8000万円)

以上が**認定経営革新等支援機関**が行う支援です。

支援を受けたい。または、該当するか知りたいとお考えになられた方は、是非お問い合わせください。

清永英二税理士事務所は、**認定経営革新等支援機関**です。

<http://www.taiseikeiei.co.jp/>



編集後記：最近朝晩涼しくて随分過ごしやすくなりました。夏も終わりかと思うとすこし名残惜しい気持ちもしますが、35度越えよりは秋の気配を歓迎したいですね！
そういうことで今月号の表紙は秋の気配を感じる写真をピックアップしました。
秋空に映えるオレンジがとても綺麗でしょ。！

